

公益社団法人 日本橋法人会入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条及び第8条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会届)

第2条 定款第6条に規定する入会届には、以下の項目を記載するものとする。

(1) 入会に際しての誓約

「入会のうへは、貴法人の定款及び諸規定を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。」

(2) 法人名、所在地、代表者名、電話、FAX、ホームページアドレス、メールアドレス、資本金、決算期、業種、自社PR(30文字以内)、連絡先を別途指定する者は連絡先、紹介者名

(3) 個人情報公開についての同意・不同意の確認(ホームページ・機関誌等での公表とその範囲)

(4) 特別会員の場合の年会費額

(退会届)

第3条 定款第8条に規程する退会届には、以下の項目を記載するものとする。

(1) 退会理由

(2) 退会後の連絡先

(再入会)

第4条 前条により退会した者または定款第10条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会届を提出するものとする。

2 前項の再入会の申込に対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。但し、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は再入会を認めないこととする。

(会員名簿及び会員に関する情報の取り扱い)

第5条 入会者は、会員の種別毎にこの法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会届に記載した主要事項に変更があった場合には、理事会において別に定める変更届の提出をもとめる。

- 3 定款第10条の定める事由により資格を喪失した場合には、会員登録を抹消する。
- 4 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、公益社団法人日本橋法人会の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。